

平成26年分 所得税と市・県民税の申告はお早めに！

平成26年中に所得があった人の市・県民税および所得税の申告相談会を開催します。所得の申告書は、市・県民税の課税に使用するだけでなく、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定や所得証明書を交付するために必要な資料です。所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に無申告加算税や延滞税が加算される場合がありますのでご注意ください。

税務署より申告書を郵送しています

佐賀税務署では、前年の申告状況を参考にしして所得税の申告をしなければならぬと思われの人に、確定申告の申告書などを郵送しています。

なお、確定申告が必要な人で申告書を送られて来ない場合は、税務署にお問い合わせください。1月13日(火)以降なら、市役所税務課窓口にも置く予定です。(市役所からの郵送はごおりませ)

確定申告書等作成コーナー

このほか、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』でも作成できます。このコーナーで作成した申告書そのまま電子申告することや、A4サイズの普通紙に印刷(白黒でも可)して郵送するなど、税務署に届く前に申告ができるので便利です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。(https://www.nta.go.jp)

申告受付期間

2月16日(月) ▶ 3月16日(月)

事業者のみなさんへ

給与支払報告書の提出は早めをお願いします

- ・提出期限 2月2日(月)
- ・問い合わせ・提出先 税務課 市民税係 ☎75-2126

平成26年分法定調書の提出をお忘れなく

- ・提出期限 2月2日(月)
- ・問い合わせ・提出先 佐賀税務署 ☎32-7511

●所得税の還付申告は1月5日から税務署で受け付けを始めます

「還付」を受けるための申告は1月5日から税務署で受け付けます。還付申告は医療費控除や住宅借入金(取得)控除などにより、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。

申告相談会場と受付時間

申告の際は、源泉徴収票や収支内訳表などの申告に必要な書類を必ず持参してください。佐賀税務署の申告相談会場は、2月9日(月)から開設します。

会場	場所・電話	受付時間
佐賀税務署	佐賀第2合同庁舎 佐賀市駅前中央3丁目3-20 ☎32-7511	9時~16時 ※土・日曜は休みです。 ただし、2/22、3/1の日曜は受け付けます。
多久市役所	市役所4階 大会議室東 ☎75-2013(申告相談会場) ☎75-2126(税務課)	8時30分~16時 ※土・日曜は休みです。 ただし、3/1、3/15の日曜は受け付けます。



税金の還付金を騙る振り込め詐欺等にご注意ください！

□ e-Taxで簡単申告

e-Taxは、これまで書面で行われていた申告や納税、申請・届出などの手続きを自宅やオフィスからインターネットを利用して行うことができるシステムです。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

e-Taxのメリット

- 自宅やオフィスのパソコンから簡単申告
- 源泉徴収票や医療費の領収書等の添付書類を省略(5年間は保管が必要です)
- 還付金の支払いが早い(早期に処理され、3週間程度に短縮)
- 確定申告期間は、24時間e-Taxの利用が可能

■ 問い合わせ 佐賀税務署 個人課税第一部門 ☎32-7511

□ e-Taxによる申告の際は 本人の電子証明書が必要です

公的認証サービス電子証明書は、電子申告を安全に行うために、本人確認や改ざんを防止する目的で使用するので、市町村役場の窓口で申請して取得することができます。

電子証明書の交付申請を行うには、まず住民基本台帳カードが必要です。市役所では、市民生活課窓口で発行しています。(9ページ参照)

■ 問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

広告



ホテルニューオータニ佐賀  
グランドウェディングフェア開催

1月12日(月・祝) 11:00~17:00 入場無料

「この広告を見た」で米館のご予約をいただくと、「レストラン ランチ券」をプレゼント。

The New Otani  
www.newotani-saga.co.jp

プライダルサロン  
TEL0952-25-9001

